

第3号議案

<p>件名</p>	<p>事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>県立学校における主幹兼事務長の配置に融通性を持たせるため、事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則に関して、所要の改正を行うものである。</p>

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正の概要

教育委員会事務局教育政策課

○ 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第20号）

1 改正の趣旨

県立学校における主幹兼事務長の配置に融通性を持たせるため、事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則に関して、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校について、県立学校14校を掲げた別表第1を削除し、「主幹を置く県立学校」に改める。

3 施行期日

令和6（2024）年4月1日

○事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校）</p> <p>第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）第8条の2の教育委員会規則で定める県立学校は、<u>主幹を置く県立学校</u>とする。</p> <p>（給料の特別調整額の支給額）</p> <p>第2条 <u>別表第1</u>に掲げる職に係る給料の特別調整額の区分は、同表の学校の区分欄及び職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。</p> <p>2 条例第8条の2の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、<u>別表第2</u>の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別並び</p>	<p>（事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校）</p> <p>第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）第8条の2の教育委員会規則で定める県立学校は、<u>別表第1</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>（給料の特別調整額の支給額）</p> <p>第2条 <u>別表第2</u>に掲げる職に係る給料の特別調整額の区分は、同表の学校の区分欄及び職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。</p> <p>2 条例第8条の2の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、<u>別表第3</u>の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別並び</p>

に当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

に当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第4の給料の特別調整額欄に定める額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

別表第1 (第1条関係)

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校

栃木県立宇都宮高等学校、宇都宮東高等学校、宇都宮女子高等学校、宇都宮白楊高等学校、宇都宮工業高等学校、宇都宮商業高等学校、栃木高等学校、栃木女子高等学校、佐野高等学校、大田原高等学校、大田原女子高等学校、矢板東高等学校、のぞわ特別支援学校及び特別支援学校宇都宮青葉高等学園

別表第1 (第2条関係)

給料の特別調整額表

学校の区分	職	区分
1～3 略		
4 主幹を置く 県立学校	略	

別表第2・別表第3 略

別表第2 (第2条関係)

給料の特別調整額表

学校の区分	職	区分
1～3 略		
4 別表第1に掲げる県立学校	略	

別表第3・別表第4 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)